

中野労基だより

2026 年（令和8 年）10 月（第146 号）

発行所

一般社団法人中野労働基準協会

中野市大字中野 1863 - 1

TEL 0269 - 22 - 2255

編集兼発行人 山 田 雄 一

令和8年度 全国労働衛生週間

本週間 10 月 1 日から 10 月 7 日です。

スローガン「ひとひひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

今年で第77回を迎える「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としています。

近年の業務上疾病件数は増加傾向にあり、業務によるストレスなどの原因での精神障害の労災請求件数、支給決定件数は増加し過去最多を更新しております。

このような状況を踏まえ、労働衛生意識の高揚を図ることを目指して、事業者及び労働者が連携・協力しながら実施する事項が示されています。

【全国労働衛生週間中に実施する事項】

- 1 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会など等の開催、作文写真・標語などの掲示
- 6 その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施



目		次	
全国安全週間	1	中野労働基準監督署からのお知らせ	3
中野地区 労働衛生大会 開催報告	2	中野労働基準協会からのお知らせ	4

（一社）中野労働基準協会ホームページ <https://www.n-rouki.or.jp>

中野地区 労働衛生大会 開催報告

労働者の安全・健康管理や職場環境の改善を図ることを目的に「中野地区 労働衛生大会」を9月10日(木)に「中野労働基準監督署」「(一社)中野労働基準協会」が主催し、管内の「災害防止6団体」の協賛を得て中野市 中央公民館において実施いたしました。

50名を超える事業主、担当者の方のご参加をいただきました。ご協力大変ありがとうございました。

【プログラム】

- 1 開会のことば 労働衛生部会 委員「小池」様
(須坂市、(株)ユー・ボディアンドペインティング)

- 2 あいさつ 主催者「牧」会長(須坂市、(株)ニットー)
中野労働基準監督署「宮澤」署長

- 3 協賛団体の紹介

- 4 労働衛生表彰の伝達

【表彰者】

優 良 賞

「アトリオン製菓株式会社」様
(須坂市高梨288)

産業保健功績賞

「高橋 智子」様(欠席)
(医療法人 聖峰会 佐藤病院)



- 5 全国労働衛生週間実施要綱等の説明

全国労働衛生週間実施要綱の説明 坂田 監督・安衛課長
労働衛生対策等にかかる行政説明 杉森 労働基準監督官

- 6 特別講演

『新たな化学物資管理～「自律的管理」の現状と今後～』
一般社団法人 長野県労働基準協会連合会 武士善明 氏

- 7 大会宣言 (案)を朗読し採択
労働衛生部会 委員「小林」様(長野市、長野ジェコー(株))

- 8 閉会のことば 労働衛生部会 委員「岡田」様
(中野市、新光電気工業(株)高丘工場)

※開催にあたり労働衛生部会役員の皆さまに協力いただき、心から御礼申し上げます。

中野労働基準監督署からのお知らせ

確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

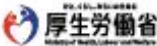
長野県 最低賃金

令和8年
10月2日
時間額

1,117 円

前年比
56円UP

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

計算方法は裏面をチェック！



中野労働基準協会からのお知らせ

長野産業保健総合支援センターの紹介

この施設は、事業所を対象に健康で安心して働ける職場づくりのため「産業保健研修」「専門的な相談(ストレスチェック等)」を実施しています。

また、労働者数50人未満の事業所を対象にした「健康相談」「面接指導」窓口は地域産業保健センター「中村」コーディネーターが担当しております。

☎: 070-8792-1999

ご利用は「無料」です(お気軽にご相談ください)。

ホームページ<https://www.naganos.johas.go.jp/>

その他、事業所を対象とした研修も実施しています。お気軽にお問い合わせください。

窓口＝長野産業保健総合支援センター ☎: 026-225-8533

労働安全衛生法等の改正(ストレスチェック50人未満の事業場にも義務化)

労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」が定められておりますので、ご利用ください。施行期日は、令和10年4月1日です。